

八戸工業高等専門学校学業成績評価及び学年の課程修了並びに卒業認定に関する規則

制 定 昭和46年4月1日

最終改正 令和7年3月14日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 八戸工業高等専門学校における試験，学業成績の評価及び学年の課程修了並びに卒業認定については，この規則の定めるところによる。

第2章 試験

(到達度試験)

第2条 到達度試験は，各学期末に1回行う。

第3条 平素の成績で評価できる科目については，到達度試験を行わないことがある。

(追試験)

第4条 病気その他やむを得ない事情により到達度試験を受けなかった者は，直ちに別記様式第1号による追試験願（病気の場合は医師の診断書，事故等の場合はその理由書を添付）を学級担任を経て校長に提出して，その許可を受けなければならない。

2 到達度試験中に不正行為を行った者及び懲戒処分のため到達度試験を受けられなかった者は，当該試験科目の追試験を受けることができない。

(補充試験)

第4条の2 到達度試験の成績または科目の学年成績が60点未満の者については，補充試験を実施することができる。

2 前項に関し，必要な事項は別に定める。

(再試験)

第5条 再試験は，当該年度内に実施する特別再試験と進級後に実施する進級後再試験とする。

2 成績判定会議において第5学年の課程修了が認められなかった者は，未修得科目について特別再試験を受けることができる。

3 進級した者で，未修得科目がある者は，その科目について進級後再試験を受けることができる。

4 当該科目の欠課時数が年間総授業時数の3分の1を超えた場合は，その科目は原則として再試験を受けることができない。

5 再試験を希望する者は，別記様式第2号による再試験願を学級担任を経て校長に提出し，その許可を受けなければならない。

第3章 学業成績の評価方法及び単位の認定

(学業成績の評価)

第6条 履修した科目の学業成績の評価は，試験の成績及び平素の学習状況等を総合して100点法で行う。また，自主探究の学業成績の評価は，探究報告書，成果発表及び平素の探究状況等を総合して合否で行う。

2 履修した科目の学年成績は，各学期成績を総合して評価する。

3 100点法による学業成績を評語で表す必要がある場合は，次の基準による。

評 価	評 語	
100点～80点	A	優
79点～70点	B	良

69点～60点	C	可
59点～30点	D	不可
29点以下	F	不可

また、自主探究の学業成績に係る評語は、合がAまたは優、否がDまたは不可とする。

第7条 追試験による成績は、減点しない。

2 補充試験による成績は、60点を超えないものとする。

第8条 再試験に合格した場合の評価は、60点に改める。

第9条 正当な理由なくして試験を欠席したと認められる者に対しては、欠席した試験の成績を零点とする。

2 懲戒処分のため到達度試験を受けられなかった者の当該科目の試験成績は、零点とする。

(不正行為)

第10条 到達度試験中に不正行為を行った者の当該期間中に行われた全科目の試験の成績は、零点とする。

2 到達度試験中に不正行為を行った者は当該科目の特別再試験を受けることができないものとする。

(単位修得の認定)

第11条 履修した科目の出席時数が当該科目の年間総授業時数の3分の2以上で、学年の成績評価が60点以上の場合、単位認定会議を経て、単位を修得したものとして認定する。

2 再試験に合格した者については、単位認定会議等を経て、単位を修得したものとして認定する。

(他の教育機関等で履修した科目の単位認定)

第11条の2 学則第13条の3及び第13条の4の規定に基づく、大学、短期大学及び高等専門学校における学修の申請及び認定は、八戸工業高等専門学校における他大学等において修得した授業科目の単位認定に関する規則の定めるところによる。また、学則第13条の4の規定に基づく、特別学修並びに課題研究の単位の認定は、別表1－1．別表1－2．のとおりとし、その申請及び認定については、八戸工業高等専門学校特別学修並びに課題研究単位認定細則の定めるところによる。

(他コース開設科目の履修及び修得単位の認定)

第11条の3 本校の他のコースで開設されている授業科目の履修を希望する第4学年及び第5学年の者は、あらかじめ当該科目担当教員並びに学級担任の許可を得た上で、学期開始前に別記様式第3号による「他コース開設科目受講届」を学級担任を経て校長に提出しなければならない。

2 他コースの開設授業科目を履修し単位を修得した者は、別記様式第4号による「他コース開設授業科目修得単位認定願」に科目担当教員の承認印を受け、学級担任を経て校長に提出して、その認定を受けなければならない。

(学業成績の記録及び通知並びに証明)

第12条 学生指導要録に記載する学年成績は評価で記録し、必要がある場合は評語で記録することができる。

2 保護者及び学生に送る成績通知表には、評価を記入し、通知する。

3 前項により通知された評価に異議がある場合は、学生は所定の期間において異議申立てを行うことができる。

4 校外に対して発行する証明書は、必要がある場合は評語で証明することができる。

第4章 学年の課程修了及び卒業認定

(学年の課程修了の認定)

第13条 学年の課程修了は、学則別表に規定する授業科目の修得単位数、特別学修並びに課題研究の単位数及び特別活動並びに自主探究の履修状況等を総合して判定するものとし、成績判定会議を経て校長が認定する。ただし、休学中の者は、判定の対象外とする。

- 2 前項の認定に当たっては、原則として次の各号の基準に該当していなければならない。
- 一 第5学年においては、通算修得単位数が167単位以上（そのうち、一般科目については75単位以上、専門科目については82単位以上とする。）であること、卒業研究が60点以上であること及び必修科目の単位を全て修得していること。
 - 二 第1学年及び第2学年においては、別表2に定める通算修得単位数以上であること及び必修科目のうち再試験実施細則第5条第2項に定める再試験を実施しない科目の単位を全て修得していること。
 - 三 第3学年及び第4学年においては、別表2に定める通算修得単位数以上であること、前の学年までに履修した全ての必修科目の単位を修得していること及び必修科目のうち再試験実施細則第5条第2項に定める再試験を実施しない科目の単位を全て修得していること。
- 3 前項の通算修得単位数には、第11条の2及び第11条の3の規定に基づいて認定された単位数を含めるものとする。また、自主探究を再履修した場合には、再履修時の成績をもって通算修得単位数を算出するものとする。
- 4 第2項に該当している者であっても、当該年度に履修した自主探究が不合格であった場合は、審議の対象とする。
- 5 特別再試験を受験した者については、その結果に基づいて、校長が学年の課程修了の認否を判断するものとする。

（留年）

第14条 学年の課程修了を認定されない者は、留年とする。

- 2 学則第15条による原学年にとどめられた者の再履修は、次のとおりとする。
- 一 留年した者は、当該学年における未修得科目に相当する科目を履修しなければならない。また、当該学年で修得した科目についても再履修できるものとし、いずれの場合についても、履修又は再履修しようとする年度の前年度末日までに別記様式第5号による履修・再履修願を学級担任を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。
 - 二 留年した者は、自主探究を再履修しなければならない。ただし、第5学年において、自主探究と卒業研究の単位を修得して留年した者については、その限りではない。

（卒業の認定）

第15条 全学年の課程を修了した者の卒業の認定は、卒業判定会議を経て、校長がこれを行う。

（編入学）

第16条 編入学した学生については、学則別表2に定める履修可能単位数（自主探究含む。）のうち、当該編入コースの1年下位の学年までの単位全てを修得したものとみなす。なお、学則別表2において適用となる入学年度は、3年次編入学の場合は編入学した年度から2年遡った入学年度、4年次編入学の場合は編入学した年度から3年遡った入学年度とする。

（雑則）

第17条 この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、昭和52年4月1日から施行し、昭和52年度の入学者から適用する。
- 2 昭和52年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 5 年 3 月 5 日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 6 年 12 月 13 日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 8 年 12 月 17 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 11 年 8 月 25 日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 12 年 1 月 7 日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前に履修した授業科目の学業成績の評価については、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 3 この規則の施行前に履修した授業科目の学業成績の評価において、進級した者で不可の科目のある者が当該履修科目を再試験し、合格した場合の評価については、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年 5 月 10 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成16年度以前に入学した学生については、第13条第5項の規定は適用しない。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年6月11日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 平成21年度以降に入学した学生については、第13条第5項の規定は適用しない。

別記様式(省 略)

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 平成26年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成27年7月13日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年6月13日から施行する。

- 2 平成28年3月17日に校長決裁により認定した進級は、改正後の規定により実施したものとみなす。

附 則

この規則は、平成28年10月17日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年2月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年3月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第13条については平成30年2月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 令和2年度以降に入学した学生については、第13条第5項及び第14条第2項第三号の規定は適用しない。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年7月11日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年11月7日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

2 第13条第2項から第4項は、令和7年度入学者から適用し、令和6年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表1-1（第11条の2関係）特別学修

（令和5年度以降入学者）

科目	名称	等級（又は点数）	認定学年	単位
一般	実用英語技能検定	2級	1～5学年	2
		準1級		4
		1級		6
	漢字能力検定	2級		1
		準1級		2
		1級		3
	技術英語能力検定	3級	1～3学年	1
		2級	1～5学年	2
		1級		3
		準プロフェッショナル		4
	数学検定	プロフェッショナル		6
		2級		1
		準1級		2
		1級		4
	TOEIC Listening & Reading Test	501点以上 600点未満		2
		600点以上 730点未満		4
		730点以上		6
専門	知的財産管理技能士	3級	外国人留学生のみ	1
		2級		2
		N3		1
	日本語能力試験 ＊注1	N2		2
		N1		4
	技術士1次試験		1～5学年	4
	情報システム試験プログラマ認定	2級	1～3学年	1
	情報システム試験システムエンジニア認定	1級	1～5学年	2
	2次元CAD利用技術者試験	2級	1～5学年	1
		1級		2
	3次元CAD利用技術者試験	2級		1
		準1級		2
		1級		3
	機械設計技術者	3級		2
	ITパスポート			1
	基本情報技術者			2
	応用情報技術者			4
	ボイラー技士	2級		1
	公害防止管理者	2級		1
		大気／水質-2種・4種		2
		大気／水質-1種・3種		1
		騒音・振動・粉じん主任管理者		4
	工事担任者	第一級デジタル通信		2
		第一級アナログ通信		3
		総合通信		4
	電気主任技術者	3種		2
		2種		4
	電気工事士	2種		1
		1種		2
	危険物取扱者	乙種（第4類）		1
		乙種（第4類以外のいずれかの類）		1
		甲種		3
	環境計量士	（濃度関係）		2
	高圧ガス製造保安責任者	丙種化学（特別）		1
		乙種化学		2
		乙種機械		2
	エネルギー管理士	熱関係		2
		電気関係		2
	測量士補			1
	測量士			2
	宅地建物取引士			2
	消防設備士	乙種（いずれかの類）		1
	2級土木施工管理技術検定試験	第一次検定		1
	2級建築施工管理技術検定試験	第一次検定		1
	1級土木施工管理技術検定試験	第一次検定		2
	1級建築施工管理技術検定試験	第一次検定		2
	土木技術検定試験			1

注：下位の資格を取得後に上位の資格を取得した場合は、上位の資格の単位数から下位の資格の単位数を減じた単位数を当該年度の単位数とする。

注1：日本語能力試験については、対象を外国人留学生に限るものとする。

別表1-2（第11条の2関係）課題研究

科目	名称	認定条件	認定学年	単位
一般／専門	特別企画学習I	30時間以上	1～5学年	1
	特別企画学習II	30時間以上		1

別表1-1（第11条の2関係）特別学修

（令和2～4年度入学者）

科目	名称	等級（又は点数）	認定学年	単位
一般	実用英語技能検定	2級	1～5学年	2
		準1級		4
		1級		6
	漢字能力検定	2級		1
		準1級		2
		1級		3
	技術英語能力検定	3級	1～3学年	1
		2級	1～5学年	2
		1級		3
		準プロフェッショナル		4
	数学検定	プロフェッショナル		6
		2級		1
		準1級		2
		1級		4
	TOEIC Listening & Reading Test	501点以上 600点未満		2
		600点以上 730点未満		4
		730点以上		6
専門	知的財産管理技能士	3級	外国人留学生のみ	1
		2級		2
	日本語能力試験 ＊注1	N3		1
		N2	1～5学年	2
		N1		4
	技術士1次試験		1～5学年	4
	情報システム試験プログラマ認定	2級	1～3学年	1
	情報システム試験システムエンジニア認定	1級	1～5学年	2
	デジタル技術検定 ＊注2	3級	1～3学年	1
		2級	1～5学年	2
		1級		4
	2次元CAD利用技術者試験	2級		1
		1級		2
		2級		1
	3次元CAD利用技術者試験	準1級		2
		1級		3
		3級		2
	機械設計技術者			1
	ITパスポート			2
	基本情報技術者			4
	応用情報技術者			1
	ボイラー技士	2級		1
	公害防止管理者	大気／水質-2種・4種		2
		大気／水質-1種・3種		1
		騒音・振動・粉じん		4
	工事担任者	主任管理者	1～5学年	1
		DD 第2種		1
		AI 第2種		2
		DD 第1種（第一級デジタル通信）		3
		AI 第1種（第一級アナログ通信）		4
	電気主任技術者	AI・DD 総合種（総合通信）		2
		3種		4
		2種		1
	電気工事士	2種		2
		1種		1
		乙種（第4類）		1
	危険物取扱者	乙種（第4類以外のいずれかの類）		1
		甲種		3
	環境計量士	（濃度関係）		2
	高圧ガス製造保安責任者	丙種化学（特別）		1
		乙種化学		2
		乙種機械		2
	エネルギー管理士	熱関係		2
		電気関係		2
	測量士補			1
	測量士			2
	宅地建物取引士			2
	消防設備士	乙種（いずれかの類）		1
	2級土木施工管理技術検定試験	第一次検定		1
	2級建築施工管理技術検定試験	第一次検定		1
	1級土木施工管理技術検定試験	第一次検定		2
	1級建築施工管理技術検定試験	第一次検定		2
	土木技術検定試験			1

注：下位の資格を取得後に上位の資格を取得した場合は、上位の資格の単位数から下位の資格の単位数を減じた単位数を当該年度の単位数とする。

注1：日本語能力試験については、対象を外国人留学生に限るものとする。

注2：デジタル技術検定は「制御」と「情報」の2部門に分かれているが、いずれかを取得した場合に上表に定める単位を認定するものとし、上表の単位は等級の最大単位数とする。

別表1-2（第11条の2関係）課題研究

科目	名称	認定条件	認定学年	単位
一般	英語演習C	シラバスのとおり	5学年	1
一般／専門	特別企画学習I	30時間以上	1～5学年	1
	特別企画学習II	30時間以上		1
専門	集中英語演習IV	シラバスのとおり	4学年	1

別表 2 （第13条関係）

第 1 学年から第 4 学年における学年の課程修了認定に必要な通算修得単位数（第 3 学年における右の欄は，学年の課程修了認定に必要な一般科目の通算修得単位数である。）

学科名・コース名	入学年度	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年		第 4 学年
産業システム工学科 機械・医工学コース 電気情報工学コース マテリアル・バイオ工学コース 環境都市・建築デザインコース	令和 2 年度以降入学者	28	61	94	66	132

別表 3 (第 13 条, 令和 7 年 3 月 3 日改正附則 2 関係)

学業成績評価が 60 点未満の場合は, 審議の対象となる授業科目である。

(令和 5～6 年度以降入学者)

コース	開講学年	対象科目
全コース共通	2 学年	英語ⅡB
	4 学年	英語演習 A
機械・医工学コース	1 学年	機械設計製図Ⅰ, 工作実習Ⅰ
	2 学年	機械設計製図Ⅱ, 工作実習Ⅱ
	3 学年	機械設計製図Ⅲ, 創造工作実習
	4 学年	創造設計製図, 機械・医工学セミナー, 医工履修コース実験Ⅰ, システムデザイン履修コース実験Ⅰ
	5 学年	3 次元設計製図, 医工履修コース実験Ⅱ, システムデザイン履修コース実験Ⅱ
電気情報工学コース	1 学年	実験実習Ⅰ
	2 学年	実験実習Ⅱ
	3 学年	実験実習Ⅲ
	4 学年	創成実験, 電気電子システム実験Ⅰ, 知能情報システム実験Ⅰ
	5 学年	電気電子システム実験Ⅱ, 知能情報システム実験Ⅱ
マテリアル・ バイオ工学コース	2 学年	分析化学実験
	3 学年	無機・有機化学実験
	4 学年	物理化学実験, マテリアル工学実験Ⅰ, バイオ工学実験Ⅰ
	5 学年	マテリアル工学実験Ⅱ, バイオ工学実験Ⅱ
環境都市・ 建築デザインコース	1 学年	CAD
	2 学年	建築製図Ⅰ
	3 学年	建築製図Ⅱ, 建設工学実験Ⅰ
	4 学年	建設工学実験Ⅱ, RC 構造設計製図, 建築デザイン製図Ⅰ
	5 学年	建設工学実験Ⅲ, 橋梁工学設計製図, 建築デザイン製図Ⅱ

※英語ⅡB, 英語演習 A については, 外国人留学生は対象外とする。

(令和 2～4 年度入学者)

コース	開講学年	対象科目
全コース共通	2 学年	英語ⅡB
	4 学年	英語演習 A
機械・医工学コース	1 学年	機械設計製図Ⅰ，工作実習Ⅰ
	2 学年	機械設計製図Ⅱ，工作実習Ⅱ
	3 学年	機械設計製図Ⅲ，創造工作実習
	4 学年	創造設計製図，産業システム工学セミナー，医工履修コース実験Ⅰ，システムデザイン履修コース実験Ⅰ
	5 学年	3次元設計製図，医工履修コース実験Ⅱ，システムデザイン履修コース実験Ⅱ
電気情報工学コース	1 学年	実験実習Ⅰ
	2 学年	実験実習Ⅱ
	3 学年	実験実習Ⅲ
	4 学年	創成実験，電気電子システム実験Ⅰ，知能情報システム実験Ⅰ
	5 学年	電気電子システム実験Ⅱ，知能情報システム実験Ⅱ
マテリアル・ バイオ工学コース	2 学年	分析化学実験
	3 学年	無機・有機化学実験
	4 学年	物理化学実験，マテリアル工学実験Ⅰ，バイオ工学実験Ⅰ
	5 学年	マテリアル工学実験Ⅱ，バイオ工学実験Ⅱ
環境都市・ 建築デザインコース	1 学年	CAD
	2 学年	建築製図Ⅰ
	3 学年	建築製図Ⅱ，建設工学実験Ⅰ
	4 学年	建設工学実験Ⅱ，RC構造設計製図，建築デザイン製図Ⅰ
	5 学年	建設工学実験Ⅲ，橋梁工学設計製図，建築デザイン製図Ⅱ

※英語ⅡB，英語演習 A については，外国人留学生は対象外とする。

教務主事	教務係

学級担任

追 試 験 願

令和 年 月 日

八戸工業高等専門学校長 殿

コース 第 学年

学籍番号 氏 名

下記事由により、追試験を受けたいので、ご許可くださるようお願いします。

記

1. 事 由 _____

2. 追試験受験希望科目 年度 学期
試験日： 年 月 日 () 時限目
科目名 _____

3. 科目担当教員名 _____

(備考)

- ① 病気の場合は医師の診断書、事故の場合はその証明書を添付すること。
- ② 1 科目につき 1 葉とする。
- ③ 到達度試験最終日から 1 週間以内に、学級担任の印をもらい、入試・教務係に提出すること。
- ④ 教務主事の許可がおりた後、この写しを科目担当教員に提出し、追試験の依頼をすること。

学級担任

再試験願 (教務係提出用)

_____年____月____日

八戸工業高等専門学校長 殿

_____コース 第____学年
(昨年度の混合学級クラス L -)

学籍番号 _____

氏 名 _____

下記の科目について、再試験を受験したいので、御許可くださるようお願いします。

記

1. 履修年度及び学年 _____年度 第____学年

2. 受験希望科目名 _____

3. 科目担当教員名 _____

..... キリトリ線 (学生は切り取らないこと)

教務係

再試験願 (科目担当教員提出用)

_____年____月____日

科目担当教員 殿

_____コース 第____学年
(昨年度の混合学級クラス L -)

学籍番号 _____

氏 名 _____

下記の科目について、再試験を受験希望します。

記

1. 履修年度及び学年 _____年度 第____学年

2. 受験希望科目名 _____

(備考) 1. 1科目1葉とする。

2. 欠課時数が当該科目の年間総授業時数の 1 / 3 を超えた科目は、再試験対象外である。

3. 上記項目を記入し入試・教務係の印を受けて、科目担当教員へ直接提出の上、試験範囲等について指示を受けること。

学 級 担 任	科目担当教員

他 コ ー ス 開 設 科 目 受 講 届

令和_____年_____月_____日

八 戸 工 業 高 等 専 門 学 校 長 殿

学籍番号_____コース 第____学年
氏 名_____

下記、他コース開設授業科目を履修したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

科 目 名	(____単位)
科 目 担 当 教 員 名	
履 修 希 望 理 由	

学 級 担 任	科目担当教員

他コース開設授業科目修得単位認定願

令和____年____月____日

八 戸 工 業 高 等 専 門 学 校 長 殿

学籍番号_____コース 第____学年
氏 名_____

下記のとおり他コース開設授業科目を修得しましたので、単位の認定を申請します。

記

科 目 名	単 位 数	学 業 成 績 評 価	欠 課 時 数

他コース開設授業科目修得単位認定通知書

学籍番号_____コース 第____学年
氏 名_____

科 目 名	単 位 数	学 業 成 績 評 価	欠 課 時 数

上記のとおり、他コース開設授業科目の単位を認定する。

令和____年____月____日

八戸工業高等専門学校長

[illegible]